

## ハワイ州の宿泊税が引き上げに 2009年7月1日より8.25%に変更

ハワイ州議会は、これまで7.25%であった宿泊税(TAT/Transient Accommodations Tax)を、2009年7月1日以降8.25%に引き上げることを決定しました。

ハワイ州でホテルやバケーションレンタル等に宿泊する場合は、州税4.166%(オアフ島は4.712%)と、宿泊税が室料に加算されます。よって、2009年7月1日以降は、室料に合計12.416%(オアフ島は12.962%)の税金が加算されることとなります。

今回の宿泊税の引き上げは、昨今の経済不況に端を発した州予算補填の一時措置として行われます。2010年7月1日～2015年6月30日の間は9.25%とさらに引き上げられますが、2015年7月1日以降は現在の税率7.25%への引き戻しが予定されています。

宿泊税の引き上げに伴う、旅行代金変更に関しては、お申し込み先の旅行会社または宿泊施設へご確認ください。皆様のご理解を何卒宜しくお願い申し上げます。

### ハワイ州での宿泊にかかる税率

※州税は2009年6月現在です。今後変更される可能性もありますのでご了承ください。

#### 【オアフ島】

期間	税率合計	(内)宿泊税	(内)州税
現行～2009年6月30日まで	11.962 %	7.25 %	4.712 %
2009年7月1日～2010年6月30日	12.962 %	8.25 %	
2010年7月1日～2015年6月30日	13.962 %	9.25 %	
2015年7月1日以降	11.962 %	7.25 %	

#### 【カウアイ島、マウイ島、モロカイ島、ラナイ島、ビッグ・アイランド(ハワイ島)】

期間	税率合計	(内)宿泊税	(内)州税
現行～2009年6月30日	11.416 %	7.25 %	4.166 %
2009年7月1日～2010年6月30日	12.416 %	8.25 %	
2010年7月1日～2015年6月30日	13.416 %	9.25 %	
2015年7月1日以降	11.416 %	7.25 %	